



Q

A

Q

A

Q

A

Q

A

Q

A

Q

A

Q

A

職業訓練 サービスガイドライン

研修・適合事業所認定のご案内

職業訓練サービスガイドライン
研修・適合事業所認定のご案内

職業訓練サービスガイドライン
研修・適合事業所認定のご案内

m æ g ² ~ B2 !Á ô5Š/PB3

Ó é Ý ½ {+, 6 7 (/ -9y Ü - f#Ö"ô p(\$ 53 ñ ô <^ B2<ª5Ë ô JCE;Ö NE @ ŒB3

!-!Á5†.XÖ ôÚí!ê Å *š 9 !Á 5á“

:(% ÖÄé\$KWS ZZZ ODQJDWH FR MS VJO :(% ÖÄé\$KWSV MREWUDLQLQJ JXLGHOLQH FHUWLI\ PKOZ JR MS

±"İµ" Åâ İZ. u_g iÄ Äy" Åâ İY u_g

9 !Á 5á“ ½ n *Š Ž † g %



職業訓練サービスガイドライン研修とは？

民間教育訓練機関の施設責任者や講師などを対象に、民間教育訓練機関のための職業訓練サービスガイドライン(平成23年厚生労働省策定)に基づく、PDCAサイクルを活用した職業訓練の運営のために必要な知識及び技能を習得するための研修です。

令和3年度から求職者支援訓練の認定及び委託訓練の受託には、本研修の有効な受講証明書を有する方の在籍が必須となりました。(求職者支援訓練の認定にあたっては令和3年9月末まで左記条件が猶予されます。)



研修について

対象者	民間教育訓練機関の訓練運営責任者、施設責任者、講師、就職支援担当者、事務担当の方など
受講料	6,000 円 (税込)
申込み	WEB サイトからお申込みください。(http://www.langate.co.jp/sgl/)
内容	e-ラーニング学習 (6時間程度)
研修スケジュール	令和3年7月上旬受付開始、7月中旬研修開講 (予定) (以降、令和6年3月までは通年で受付予定) ※詳細、最新の情報については上記WEBサイトをご覧ください。
ガイドライン研修カリキュラム (6時間)	
1	職業訓練サービスの質保証を取り巻く現状
2	ガイドラインを活用した PDCA サイクル (計画、実行、評価、改善) による職業訓練の運営について
3	職業訓練サービスの質の向上の取り組みについて
4	職業訓練サービスの質の向上に向けた具体的な改善取り組み事例

申込～受講証発行までの流れ

1. Web 申込	Web サイトの申込みフォームよりお申込みください。(申込みはインターネットでのみ受け付けております。)	
2. 受講料支払	【お支払い方法】 1. クレジット決済 2. 銀行振込 ※銀行振込の場合は、申し込み完了後7日以内に、自動返信メールに記載の指定口座にお振り込みください。	
3. e-ラーニング受講	クレジットカード又は、入金確認後、メールにて e-ラーニングの ID/ パスワードを発行します。(お申込日より5営業日以内) 視聴覚教材の視聴、小テスト、修了課題を実施してください。	
4. 受講証発行	研修修了後、Web 上で受講証明書を発行します。	

職業訓練サービスガイドライン 適合事業所認定とは？

職業訓練サービスガイドライン適合事業所認定は、厚生労働省が策定した「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン」に基づいて、公的職業訓練(ハロートレーニング)及び教育訓練給付制度の指定講座の質の向上に取り組んでいる民間教育訓練機関に対して審査を行い、ガイドラインに適合していることを認定する制度です。

**認定取得が、受講希望者の集客に繋がります！
認定マークで競業他社の一步先へ！**

認定を取得するメリット

- 認定証が付与され、認定マークを広報等に使用できる。
- 適合事業所として Web サイトで紹介される。
- 職業訓練の質の向上につながる。
- 求職者支援訓練と委託訓練 (一部) で加点要素となる。



申請～認定までの流れ

1. 申請	本認定の取得を希望する事業所は、申請要件を満たした上で、本制度の運営協議会が選定した審査認定機関に所定の申請書類等を提出します。 (申請費用につきましては、公式 Web サイトをご確認ください。)
2. 審査	申請書類等をもとに審査認定機関の審査員が書類審査を行います。書類審査の完了後、審査員が現地審査を実施します。現場確認や関係者ヒアリング等を行い、ガイドラインに示されている指針を満たしているかを判断し、認定の可否が決定されます。
3. 報告	審査認定機関は審査結果 (認定の可否) を認証委員会へ報告します。
4. 認証	審査認定機関による審査結果 (認定の可否) を認証委員会が認証します。
5. 認定	適合の場合には、審査認定機関から事業所へ認定証が付与されます。

⚠️ 申請要件

- 1. 受査事業所において、ガイドラインを用いて、既に職業訓練サービスの質の向上に取り組んでいる民間教育訓練機関であること。具体的には、自己診断表(受査事業所において職業訓練サービスガイドラインに沿った取組ができていないか自己点検するもの)において、自己診断の結果が全て「○」(できている)であること。ただし当該民間教育訓練機関において適用外である確認事項は除く。
- 2. 受査事業所において、申請時点から起算して過去5年以内に「民間教育訓練機関における職業訓練サービスガイドライン研修」を受講した人員を有していること。
- 3. 受査事業所において、以下に該当する教育訓練を、現在実施しているか、又は将来実施する計画があること。
 - ① 公的職業訓練 ② 教育訓練給付制度の指定講座

※申請後、審査の過程で追加の書類提出や是正措置等を講じて頂く場合があります。
※申請要件は上記の他にもございます。本認定の詳細は公式 WEB サイトをご確認ください。

